

伊丹市労政情報

《編集・発行》伊丹市 都市活力部 産業振興室 商工労働課

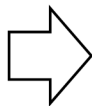
TEL : 072-784-8051

確認しよう 最低賃金

令和6年10月1日より、兵庫県の地域別最低賃金が改定されました。

時間額 1001円

(発効年月日 2023/10/1)



時間額

1052円 (51 円UP)

(発効年月日 2024/10/1)

【最低賃金制度の概要】

●最低賃金制度とは

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。

●最低賃金の種類

最低賃金には、『地域別最低賃金』及び『特定(産業別)最低賃金』の2種類があります。

特定(産業別)最低賃金は、特定の業種について定められた最低賃金額です。

地域別最低賃金及び特定最低賃金の両方が同時に適用される場合には、使用者は高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

●最低賃金の適用される労働者の範囲

地域別最低賃金は、産業や職種にかかわらず、都道府県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に対して適用されます。特定最低賃金は、特定地域内の特定の産業の基幹的労働者とその使用者に対して適用されます。

●派遣労働者への適用

派遣労働者には、派遣先の最低賃金が適用されます。

●最低賃金の対象となる賃金

最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金です。実際に支払われる賃金から一部の賃金(割増賃金、精皆勤手当、通勤手当、家族手当など)を除いたものが対象となります。

●最低賃金額以上かどうかを確認する方法

最低賃金額以上となっているかどうかは、賃金額を時間当たりの金額に換算し、最低賃金(時間額)と比較します。



【お問い合わせ】 伊丹労働基準監督署 072-772-6224

※詳しくはホームページへ

最低賃金制度 検索

厚生労働省掲載サイトはこちら



「育児・介護休業法」が改正されました

「育児・介護休業法」及び「次世代育成支援対策推進法」が改正され、令和7年4月1日以降、順次施行されます。改正法の円滑な施行に向けた、就業環境整備等のご対応をお願いいたします。

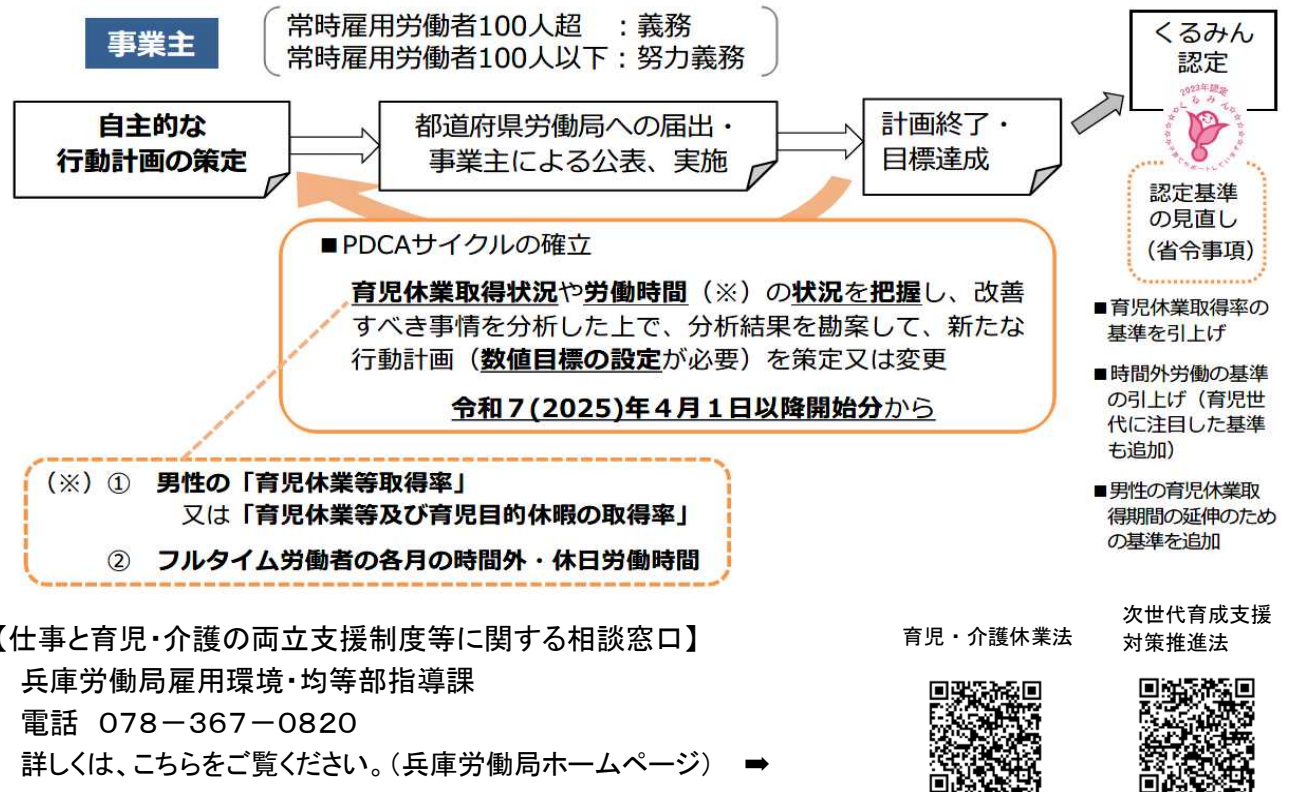
令和 7（2025）年 4 月 1 日施行

改正事項	改正前	改正後
育児のための所定外労働の制限（残業免除）	子が3歳に達するまで	子が小学校に入るまで
子の看護休暇	●子が小学校に入るまで ●取得事由は「病気・けが」「予防接種・健康診断」 ●労使協定の締結により雇用期間6か月未満の労働者は除外可	●子が小学校3年生を修了するまで ●取得事由に「感染症に伴う学級閉鎖等」「入園（入学）式、卒園式」を追加 ●雇用期間6か月未満の労働者の除外不可
介護休暇	労使協定の締結により雇用期間6か月未満の労働者は除外可	雇用期間6か月未満の労働者の除外不可
介護離職防止のための個別の周知・意向確認、雇用環境整備等の措置	努力義務	義務
育児・介護のためのテレワークの導入	—	努力義務
男性労働者の育児休業取得状況の公表義務	従業員数1,000人超の企業は公表が義務	従業員数300人超の企業は公表が義務

令和 7（2025）年 10 月 1 日施行

改正事項	改正前	改正後
子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置等	—	●3歳以上～小学校就学前の子を養育する労働者に関する柔軟な働き方を実現するための措置（事業主の義務） ●事業主が選択した措置について、労働者に対する個別の周知・意向確認の措置（事業主の義務） * 事業主は、・始業時刻等の変更 ・テレワーク等（10日/月、時間単位利用可） ・保育施設の設置運営等 ・新たな休暇の付与（10日/年、時間単位利用可） ・短時間勤務制度 の中から2以上の制度を選択して措置する必要があります。
労働者の仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮	—	妊娠・出産の申出時や子が3歳になる前の、労働者の仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮（事業主の義務）

「次世代育成支援対策推進法」が延長されました



外国人雇用は ルールを守って適正に

外国人が在留資格の範囲内で能力を十分に発揮しながら適正に就労できるよう、事業主の方が守らなければならないルールや、配慮して頂きたい事項があります。

以下の2点は事業主の責務です。内容をご理解の上、適正な外国人雇用をお願いいたします。

1. 雇い入れ・離職時の届出

外国人を雇用する事業主には、外国人労働者の雇い入れや離職の際に、その氏名、在留資格などをハローワークへ届け出ることが義務付けられています。

2. 適切な雇用管理

事業主が順守すべき法令や、努めるべき雇用管理の内容を盛り込んだ「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」に沿って、職場環境の改善や再就職の支援に取り組みましょう。

詳しくは、こちらをご覧ください。



厚生労働省ホームページ

外国人材に関する疑問やお悩みの サポートデスクがあります

外国人雇用 HYOGO サポートデスク

TEL:078-366-1431

受付時間: 月曜～金曜 10 時～17 時



ホームページはこちら

令和 6 年度 伊丹市技能功労者表彰を開催しました

伊丹市技能功労者表彰は、永年同一の職種に従事し、優れた技能をもって社会に貢献した人々の功績をたたえ、技能労働者の社会的地位および技術水準の向上を図ることを目的とするもので、昭和53年より実施しています。

今年度は、4職種・4名が表彰されました。おめでとうございます。



奥本 明弘さん(写真中央)／建築塗装士



桑本 俊幸さん／自動車整備士



南村 邦也さん／左官職人



宮崎 史子さん(写真中央)／鍼灸マッサージ師

伊丹市技能功労者の表彰基準

- ・年齢 50 歳以上で、同一職種における経験が 30 年以上
- ・現在も引き続きその職に従事し、その職種の指導的立場にある者
- ・他の技能功労者の模範となる者
- ・各種団体・事業所等の責任者または技能を証明できる団体の推薦が得られる者

【お問い合わせ】

伊丹市 都市活力部 産業振興室 商工労働課
〒664-8503 伊丹市千僧 1-1
TEL: 072-784-8051 FAX: 072-784-8048